海岸の保全・利用に関する行政評価・監視の局長通知に伴う改善措置状況(回答)の概要

〔調査の実施時期〕

1 実施時期 平成 13 年 8 月 ~ 14 年 12 月

2 調査対象機関 農林水産省、国土交通省、都道県(13)、市町村等

〔通知日及び通知先〕 平成14年12月2日 農林水産省及び国土交通省に対し局長通知

〔回答年月日〕 農林水産省:平成15年9月10日

国土交通省: 平成 15 年 9 月 19 日

〔行政評価・監視の背景事情等〕

我が国は四方を海に囲まれ入り組んだ複雑な海岸線を有しており、海岸線の延長は約3万5,000キロメートル。海岸の背後地には多くの人口、産業、道路交通網等が集積し、高潮、津波又は侵食から海岸を防護することが必要。このため、海岸保全区域を指定し、海岸保全施設(堤防、護岸、突堤等)の整備・管理が必要

総務省は、昭和62年8月「海岸の保全・利用に関する行政監察」結果に基づき、海岸保全区域の指定及び海岸保全施設の整備の適切な実施、海岸保全施設の管理の的確化等について、海岸法(昭和31年法律第101号)を所管する農林水産省(農村振興局及び水産庁)及び国土交通省(河川局及び港湾局)(以下「海岸所管省庁」という。なお、昭和62年当時の海岸所管省庁は農林水産省、運輸省及び建設省)に対し勧告

この行政評価・監視は、海岸行政の効果的・効率的な実施を推進する観点から、海岸保全区域の管理状況、海岸事業の実施状況等を 調査し、関係行政の改善に資するために実施

主な通知事項

- 1 海岸保全区域の指定・管理の的確化
- (1)海岸保全区域の見直し等

海岸保全区域の指定の的確化等を図る観点から、以下の措置を講じる必要がある。

海岸保全区域について、海岸保全区域指定後の海岸や背後地の状況変化に対応した区域の見直しを行うよう、都道府県に対し技術的助言を行うこと。 (農林水産省及び国土交通省)

(説明)

- ・ 都道府県知事は、海岸を防護するため海岸保全施設の設置、その他一定の 行為を制限又は禁止する必要があると認めるときは、海岸法に基づき、防護 すべき海岸に係る一定の区域を海岸保全区域として指定
- 指定に伴い一定の行為制限が課せられることとなるが、指定後において海 岸の状況変化に伴い区域の位置又は範囲を現行のままとしておく必要性が乏 しくなったにもかかわらず、指定の変更が行われていない例あり(6県7海岸 保全区域)。このため、指定の見直しが行われていれば不要となった行為制 限許可の申請が行われているものあり。

関係省が講じた改善措置状況

: 「回答」時に確認した改善措置状況

【農林水産省】

海岸保全区域については、海岸保全区域指定後の海岸や背後地の状況変化に対応した区域の見直しが行われるよう、農村振興局は「海岸の保全・利用に関する行政評価・監視の結果について」(平成14年12月3日付け14農振第1760号農村振興局防災課長通知。以下「防災課長通知」という。)に基づき地方農政局等を通じ都道府県に対し、水産庁は「海岸の保全・利用に関する行政評価・監視の結果について」(14年12月5日付け14水漁第2020号水産庁防災漁村課長通知。以下「防災漁村課長通知」という。)に基づき都道府県に対し技術的助言を実施。また、農村振興局では平成15年1月27日開催の地方農政局防災課長等会議(以下「防災課長等会議」という。)において地方農政局等を指導し、水産庁では15年1月29日開催の漁港漁場関係担当課長会議(以下「漁港漁場関係担当課長会議」という。)において都道府県に対し技術的助言を行い、今回の通知で指摘があった当該事例の是正及び再発防止、類似事例の発生防止に努めているところ

指摘事例の改善措置状況については、現在照会中であり、平成 15 年末までに確認を行う予定

【国土交通省】

海岸保全区域については、海岸保全区域指定後の海岸や背後地の状況変化に対応した区域の見直しが適切に行われるよう、「「海岸の保全・利用に関する行政評価・監視の結果報告書」における指摘事項に対する改善措置等の回答について」(平成14年12月6日付け国河海第47号、国港海第414号河川局砂防部保全課海岸室長、港湾局海岸・防災課長連名通知。以下「海岸担当課長等通知その1」という。)及び「「海岸の保全・利用に関する行政評価・監視の結果報告書」について」(14年12月6日付け国河海第47号、

主な通知事項	関係省が講じた改善措置状況
T 709 由41192 1日	
十 <i>八</i> IHN I II II	

国港海第414号河川局砂防部保全課海岸室長、港湾局海岸・防災課長連名通知。以下「海岸担当課長等通知その2」という。)を発出し、個別事例の指摘があった県に対しては、海岸担当課長等通知その1で、 改善措置を講じた上報告すること、 再発防止について万全の措置をとること、について技術的助言を行った。指摘のなかった都道府県に対しては、海岸担当課長等通知その2で、類似事例の発生防止について万全の措置をとるよう技術的助言を実施

また、河川局では平成 15 年 2 月 3 日開催の全国河川・砂防等主管課長会議(以下「河川等課長会議」という。)において、都道府県に対し「海岸の保全・利用に関する行政評価・監視の結果に基づく通知」(14 年 12 月 2 日付け総評総第 246 号総務省行政評価局長通知。以下「総務省通知」という。)の趣旨について技術的助言を実施。港湾局では平成 15 年 2 月 6 日開催の海域環境・海岸課長等会議(以下「海岸課長等会議」という。)において、地方整備局等に対し総務省通知の趣旨について周知

その結果、河川局所管では、3件の指摘事例については、1件が改善済み、2件は改善に向けて関係機関と調整中。港湾局所管では、2件の指摘事例は、すべて改善済み

海岸保全区域台帳の正確かつ迅速な調製を行うよう、海岸管理者に対し、 より一層の周知徹底を図ること。 (農林水産省及び国土交通省)

- ・ 指定された海岸保全区域を適正に管理するため、海岸管理者(都道府県知事、市町村長等)は、海岸保全区域台帳(帳簿及び図面で構成)を調製・保管。海岸保全区域台帳は、海岸保全区域及び海岸保全施設等の現況を把握し得る唯一のものとして海岸保全区域の管理上不可欠
- 海岸保全区域台帳が未作成又は調製が不十分な例あり(13都道県271海岸保全区域)。

【農林水産省】

海岸保全区域台帳の調製に当たっては、正確かつ迅速な調製が行われるよう、農村振興局は防災課長通知、水産庁は防災漁村課長通知に基づき、都道府県に対し周知。また、その旨を農村振興局では防災課長等会議において地方農政局等に指導し、水産庁では漁港漁場関係担当課長会議において都道府県に対し周知

指摘事例の改善措置状況については、現在照会中であり、平成 15 年末までに確認を行う予定

•	1 - 5	7 4 -		_
_	ナトー・	₽ 1/7	-	_
_	/_I 7F	TT T		_
	な证	ᄓᄭᆸ		=

関係省が講じた改善措置状況

【国土交通省】

海岸保全区域台帳の調製に当たっては、正確かつ迅速な調製を行うよう、個別事例の指摘があった都道県等に対しては、海岸担当課長等通知その1により、 改善措置を講じた上報告すること、 再発防止について万全の措置をとること、について技術的助言を実施。指摘のなかった府県等に対しては、海岸担当課長等通知その2により、類似事例の発生防止について万全の措置をとるよう技術的助言を実施

また、河川局では河川等課長会議において、都道府県に対し総務省通知の 趣旨について技術的助言を実施。港湾局では海岸課長等会議において、地方 整備局等に対し総務省通知の趣旨について周知

その結果、河川局所管では、120件の指摘事例については、81件が改善済み、39件については改善を図るべく調整中。港湾局所管では、60件の指摘事例は、すべて改善済み

(2)直轄工事区域に係る管理の的確化

直轄工事区域に係る管理の的確化を図る観点から、以下の措置を講じる必要がある。

不法占用を排除するため、工事事務所等における巡視を的確に実施する こと。 (国土交通省)

(説明)

- ・ 海岸保全施設が国土の保全上特に重要なものと認められるときは、海岸所 管省庁の主務大臣は、あらかじめ当該海岸管理者の意見をきいた上で海岸管 理者に代わり工事を施工(以下これを「直轄事業」という。また、直轄事業 の実施区域を「直轄工事区域」という。)
- 直轄工事区域の巡視を的確に実施していないため、無許可で工作物が設置 されている等不法占用などの例あり(5直轄工事区域27件)。

【国土交通省】

直轄工事区域における不法占用を排除するため、工事事務所等における巡視を的確に実施するよう、個別事例の指摘があった地方整備局等に対しては、海岸担当課長等通知その1により、 改善措置を講じた上報告すること、 再発防止について万全の措置をとること、について指導。指摘のなかった

地方整備局等に対しては、海岸担当課長等通知その2により、類似事例の発生防止について万全の措置をとるよう周知徹底。また、河川局では河川部長等会議、港湾局では海岸課長等会議において、地方整備局等に対し総務省通知の趣旨について周知

その結果、河川局では、21 件の指摘事例については、19 件が改善済み、2 件については、改善に向けて調整中。港湾局では、6 件の指摘事例は、すべて改善済み

主な通知事項

緊急時において浸水防護施設の機能を十全に発揮させるため、工事事務 所等における施設の巡視及び点検・調査を的確に実施するとともに、浸水 防護施設の操作管理者を特定すること。 (農林水産省及び国土交通省)

- ・ 海岸保全区域内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物を設けて当 該海岸保全施設を占用しようとする者、土石の採取、土地の掘削、盛土、切 土等の制限行為を行おうとする者は海岸管理者の許可が必要。直轄工事区域 においては、主務大臣が、海岸管理者の海岸保全区域内の占用行為及び制限 行為の許可を代行するとともに禁止行為に対する監督処分等の権限行為を代 行
- 直轄工事区域の護岸、陸こう等の浸水防護施設の中には、緊急時に閉鎖する陸こうに閉塞板がないもの、陸こうの閉塞板のレール上に石・砂等が堆積しており閉塞に支障が生じているもの、施設の操作管理者が特定されておらず緊急時に適切な対応がとれるか懸念されるものあり(2直轄工事区域8件)。

2 海岸事業の効果的・効率的実施

海岸事業の効果的・効率的な実施を確保し、一連としての海岸保全施設の 防護効果を発現させる観点から、以下の措置を講じる必要がある。

直轄事業の実施に当たっては、計画的な整備に努めること。

(国土交通省)

(説明)

・ 海岸保全施設の新設又は改良に関する工事は、海岸管理者が行うこととされているが、あらかじめ主務大臣の承認を受けた場合は、国庫補助事業により工事を施工

【農林水産省】

施設の巡視及び点検・調査を的確に実施するよう、防災課長通知及び防災 課長等会議により地方農政局等に対し指示

なお、今回の調査で指摘があった浸水防護施設については、操作管理者を 特定済み

【国土交通省】

浸水防護施設については、その機能を十全に発揮させるため、工事事務所等における施設の巡視及び点検・調査を的確に実施するとともに、浸水防護施設の操作管理者を特定するよう、個別事例の指摘があった地方整備局に対しては、海岸担当課長等通知その1により、 改善措置を講じた上報告すること、 再発防止について万全の措置をとること、について指導。指摘のなかった地方整備局等に対しては、海岸担当課長等通知その2により、類似事例の発生防止について万全の措置をとるよう周知徹底。また、河川局では河川部長等会議、港湾局では海岸課長等会議において、地方整備局等に対し総務省通知の趣旨について周知

その結果、河川局では、3件の指摘事例は、すべて改善済み

【国土交通省】

直轄事業の実施に当たっては、計画的な整備に努めるよう、個別事例の指摘があった地方整備局に対しては、海岸担当課長等通知その1により、 改善措置を講じた上報告すること、 再発防止について万全の措置をとること、について指導した。指摘のなかった地方整備局等に対しては、海岸担当課長等通知その2により、類似事例の発生防止に万全の措置をとるよう周知徹底。また、河川局では河川部長等会議、港湾局では海岸課長等会議において、地方整備局等に対し総務省通知の趣旨について周知

主な涌知事項

- ・ 海岸所管省庁の主務大臣は、工事の規模が著しく大きい場合等には、海岸 管理者に代わり直轄事業として施工
- 直轄事業の中には、整備が計画的に行われていないため、護岸に不連続箇 所が生じており、一連としての海岸保全施設の防護効果が発現していない例 あり(1事例)。

補助事業の実施に当たっては、都道府県の海岸所管部局間における協議・調整を十分に行うよう、都道府県に対し技術的助言を行うこと。

(農林水産省及び国土交通省)

○ 補助事業の中には、都道県において所管部局の異なる連続した海岸について、所管部局間の調整が図られていないため、所管部局によって海岸保全施設が整備されているものと整備されていないものがみられ、一連としての海岸保全施設の防護効果が発現していない例あり(3事例)。

関係省が講じた改善措置状況

その結果、河川局では、1件の指摘事例について、改善に向けて調査を進めているところ

【農林水産省】

補助事業の実施に当たっては、都道府県の海岸所管部局間における協議・ 調整を十分に行うよう、農村振興局は防災課長通知、水産庁は防災漁村課長 通知に基づき、都道府県に対し技術的助言を実施。また、その旨を農村振興 局では防災課長等会議において地方農政局等に指導し、水産庁では漁港漁場 関係担当課長会議において都道府県に対し技術的助言を実施

指摘事例の改善措置状況については、現在照会中であり、平成 15 年末までに確認を行う予定

【国土交通省】

補助事業の実施に当たっては、都道府県等の海岸所管部局間における協議・調整を十分に行うよう、個別事例の指摘があった県に対しては、海岸担当課長等通知その1により、 改善措置を講じた上報告すること、 再発防止について万全の措置をとること、について技術的助言を実施。指摘のなかった都道府県等に対しては、海岸担当課長等通知その2により、類似事例の発生防止に万全の措置をとるよう技術的助言を実施。また、河川局では河川等課長会議において、都道府県に対し総務省通知の趣旨について技術的助言を実施。港湾局では海岸課長等会議において、地方整備局等に対し総務省通知の趣旨について周知

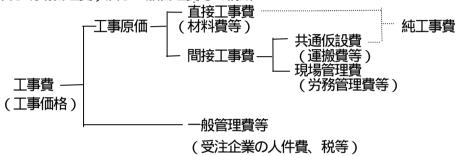
なお、3件の指摘事例については、改善に向けて県の海岸所管部局間において調整中

主な通知事項

3 海岸保全施設整備に係る積算基準の統一化

海岸保全施設整備に係る工事費積算の合理化を推進する観点から、共通 仮設費率及び現場管理費率について、関係省庁で構成する公共土木工事積 算連絡調整会議等の場を活用するなどして、統一化について検討する必要 がある。 (農林水産省及び国土交通省)

海岸保全施設整備に係る工事費は、直接工事費、間接工事費(共通仮設費 及び現場管理費)及び一般管理費等で構成



- ・ 共通仮設費は、直接工事費等に一定率 (<u>共通仮設費率</u>)を乗じるなどして 算出
- 現場管理費は、純工事費(直接工事費+共通仮設費)に一定率(現場管理 費率)を乗じて算出
- 一般管理費等は、工事原価(直接工事費+間接工事費)に一定率(一般管理費等率)を乗じて算出
- 一般管理費等率については、海岸所管省庁すべてが共通の率を用いているのに対し、共通仮設費率及び現場管理費率については、農林水産省(農村振興局)は工種の特性及び工事内容を踏まえ独自の基準を設定しており、水産庁及び国土交通省(河川局及び港湾局)とは異なった率を適用

このため、それぞれの率により共通仮設費及び現場管理費を試算すると、 農林水産省(農村振興局)所管の工事に係る工事費における共通仮設費は他 の海岸所管省庁に比し低額となる一方、現場管理費は高額に

関係省が講じた改善措置状況

【農林水産省及び国土交通省】

直轄海岸保全施設整備事業の工事費積算に係る共通仮設費率及び現場管理費率については、工事費積算の合理化を推進する観点から、これまでも公共土木工事積算連絡調整会議等の場を活用するなどして両経費の計上費目、計上の仕方などを統一してきており、平成14年度からは農林水産省(農村振興局)において、海岸保全施設整備に係る共通仮設費率、現場管理費率の統一化の検討に関する実態調査を開始したところであり、この実態調査結果を踏まえ引き続き率の統一化について検討する予定

主な通知事項	関係省が講じた改善措置状況
〇 「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」(平成12年9月1日公共	
工事コスト縮減対策関係閣僚会議策定)において、積算の合理化について「公	
共工事担当省庁等間の連携を深め、積算基準等の統一、明確化、公開、機動	
性の向上をさらに図る」こととされているなど、海岸保全施設整備に係る積	
算基準については、統一化の推進が課題	